

留意事項

軽自動車を取得した場合の車庫の届出及び登録自動車や軽自動車の車庫だけを
変更（使用の本拠は変更しない）した場合には必要な届出です。
軽自動車の保管場所の届出は、ナンバーを取得した後速やかに行ってください。
また、軽自動車（届出義務の適用地域のみ）、登録自動車を問わず、車庫だけを
変更した場合は、十五日以内の届出が義務付けられています。

『自動車保管場所届出書』の記載例

車名欄は「ホンダ」「スズキ」などはカタカナで「三菱」は漢字で記入してください。

型式欄は申請時、必ず記入してください。

車台番号欄は、申請時には記入されていなくても受けませんが、交付時までに入らなければなりません。

自動車保管場所届出書（新規・変更）			自動車の区分	登録・軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
スズキ	SZK-ALT2008	WRC-0071919	長さ339センチメートル 幅147センチメートル 高さ149センチメートル	
自動車の使用の本拠の位置	名古屋市中区三の丸1丁目1番1号 丸の内荘117号			
自動車の保管場所の位置	名古屋市中区三の丸1丁目1番1号 丸の内パーキング No.7 (変更前)			
保管場所標章番号	063007190			
上記の事項について届出します。 中 警察署長 殿 〒(465-1234)平成28年 5月28日 住所 名古屋市中区三の丸1丁目1番1号 丸の内荘117号 届出者 (052)951局〇〇〇〇番 氏名 名古屋 太郎 印				
備考(省略)				
自己単独所有・ <u>その他</u> 共有		自動車登録番号		

自動車の大きさ欄

自動車の大きさは、センチメートル単位で正しく記入してください。

使用の本拠の位置欄

《個人の場合》
実際に居住する場所の所在地を記入します。通常住民票の住所と同じです。
《法人の場合》
実際に営業を行う事業所の所在地となります（本社、支社等の所在地）。通常、役員の自宅や社員寮等は、使用の本拠となりません。
申請者の住所と使用の本拠の位置が異なる場合、使用の本拠を疎明する書面（事業証明の写し等）の提出をお願いします。

保管場所標章番号欄

自動車の買い換え等で、使用の本拠の位置と保管場所の位置のいずれも旧自動車と同一か、届出日の前15日以内まで旧自動車の保管場所とされていた場合は、旧自動車の保管場所標章番号を記載することにより所在図を省略することができます

申請する保管場所の所有者について を付けます。
申請者所有 自己単独所有に 印をつけ「自認書」を添付してください。
他人所有 その他に 印をつけ、「保管場所使用承諾証明書」「保管場所契約書の写し」等を添付してください。
共有地 共有に 印をつけ、共有者全員の承諾書を添付してください。

自動車登録番号欄
届出をする車両の登録番号を記入してください。
軽自動車についてナンバー取得前に届出される場合は、判明した時点で警察署へその番号を連絡してください。

連絡先欄
届出内容についてお尋ねできる連絡先（氏名、住所、電話番号）を記入してください。

申請者欄
《個人の場合》
住民票又は印鑑証明書の住所と氏名を記入してください。
《法人の場合》
登記簿又は印鑑証明書に記載されている所在地・法人名・代表者名を記載し押印してください。
法人の場合、押印の省略はできません。
印鑑は法人として通常使用するもの（代表者印など）を使用してください。